

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)</p> <p>第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第75条の2第5項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合には、<u>法第53条第38項</u>の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条</p>	<p>(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)</p> <p>第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第75条の2第5項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合には、<u>法第53条第40項</u>の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条</p>

の24第2項において準用する同法第75条の2第7項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、法第53条第39項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

（事業税の課税客体等）

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

(1) [略]

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入割額

2～6 [略]

第51条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出し、又は県民税につき法第45条の2第1項の申告書を提出した場合（政令第35条の4に定める場合を除く。）には、当該申告書が提出された日に前条第1項又は第2項の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告

の24第2項において準用する同法第75条の2第7項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、法第53条第41項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

（事業税の課税客体等）

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) [略]

(2) 電気供給業、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。））、保険業及び貿易保険業 収入割額

2～6 [略]

第51条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出し、又は県民税につき法第45条の2第1項の申告書を提出した場合（法第72条の55の2第1項の政令で定める場合を除く。）には、当該申告書が提出された日に前条第1項又は第2項の規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同

書が提出された場合は、この限りでない。

2 [略]

3 第1項本文の場合には、同項に規定する申告書を提出する者は、当該申告書に、総務省令第7条の2で定めるところにより、事業税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第55条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円）を価格から控除する。

2 共同住宅等以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項及び第5項において同じ。）をした者が、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合にあっては、前後の住宅の建築をもって1戸の住宅の建築とみなして前項の規定を適用する。

3 公営住宅及びこれに準ずる住宅（以下この項において「公営住宅等」という。）を地方公共団体から当該公営住宅等の入居者又は入居者の組織する団体が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡に係る住宅をもって建築に係る住宅とみなして第1項の規定を適用する。

4 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で法第73条の14第3項の政令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち地震に

日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 [略]

3 第1項本文の場合には、同項に規定する申告書を提出する者は、当該申告書に、法第72条の55の2第3項の総務省令で定めるところにより、事業税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第55条の2 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、法第73条の14第1項の政令で定めるものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）について1,200万円を価格から控除する。

2 共同住宅等以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項及び第5項において同じ。）をした者が、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合には、前後の住宅の建築をもって1戸の住宅の建築とみなして、前項の規定を適用する。

3 公営住宅及びこれに準ずる住宅（以下この項において「公営住宅等」という。）を地方公共団体から当該公営住宅等の入居者又は入居者の組織する団体が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡に係る住宅をもって建築に係る住宅とみなして、第1項の規定を適用する。

4 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で法第73条の14第3項の政令で定めるものをいう。第61条第3項において同じ

対する安全性に係る基準として同項の政令で定める基準（第64条の2第1項において「耐震基準」という。）に適合するものとして法第73条の14第3項の政令で定めるものをいう。第61条第2項及び第64条の2第1項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除する。

5 第1項及び前項の規定は、当該住宅の取得者から、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である場合又はその住宅に増築された住宅である場合においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。

6 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において、第4項の規定により控除を受けようとする者は、当該申告書に同項の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) [略]

7 [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第61条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するため

。）のうち地震に対する安全性に係る基準として法第73条の14第3項の政令で定める基準（第64条の2第1項において「耐震基準」という。）に適合するものとして法第73条の14第3項の政令で定めるものをいう。第61条第2項及び第3項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除する。

5 第1項及び前項の規定は、当該住宅の取得者から、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅であるとき、又はその住宅に増築された住宅であるときは、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。

6 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において、第4項の規定により控除を受けようとする者は、当該申告書に同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) [略]

7 [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第61条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画

に独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて) その床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合においては、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)・(2) [略]

(3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合

2 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。))1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合においては、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)・(2) [略]

された一の部分で同項の政令で定めるもの) についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)・(2) [略]

(3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅の用に供する土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合

2 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。))1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1)・(2) [略]

3 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項、第62条第1項及び第64条の2第1項において同じ。))1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超え

る場合には、200とする。) を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額) に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第64条の2第1項の規定に該当する場合に限る。)

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第64条の2第1項の規定に該当する場合に限る。)

3 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして、前2項の規定を適用する。

4 第1項及び第2項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他法第73条の24第4項の政令で定める場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。

5 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において、第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に同項の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(1)～(6) [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

4 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして、前3項の規定を適用する。

5 第1項から第3項までの規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他法第73条の24第5項の政令で定める場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地であるときは、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、適用する。

6 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において、第2項及び第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書にこれらの規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(1)～(6) [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第62条 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該土地の上に2年以内に特例適用住宅を新築すること又は当該土地の上にある既存住宅を1年以内に取得することを証明するに足りる書類を添付して、第59条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第63条 局長は、前条第1項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第61条第1項第1号若しくは第2項第1号の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第64条 局長は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴

第62条 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第64条の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。）にあっては当該土地の取得の日から6月以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、第59条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第63条 局長は、前条第1項の規定により徴収猶予を受けた不動産取得税について第61条第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第64条 局長は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴

収した場合において、当該不動産取得税について第61条第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定によって減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

2・3 [略]

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第64条の2 個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2～4 [略]

5 局長は、第3項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第1項の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

6 局長は、住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によって減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

収した場合において、当該不動産取得税について第61条第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

2・3 [略]

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第64条の2 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2～4 [略]

5 局長は、第3項の規定により徴収猶予を受けた不動産取得税について第1項の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

6 局長は、住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第10条 [略]

2 [略]

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る同条第1項第1号に規定する買換資産(第5項及び第6項において「買換資産」という。)に係る同条第1項第3号に規定する住宅借入金等(第5項において「住宅借入金等」という。)の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法附則第4条第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、附則第15条第1項後段の規定にかかわらず、政令附則第4条第5項及び第6項で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

7 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第10条 [略]

2 [略]

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る同条第1項第1号に規定する買換資産(第5項及び第6項において「買換資産」という。)に係る同条第1項第3号に規定する住宅借入金等(第5項において「住宅借入金等」という。)の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法附則第4条第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、附則第15条第1項後段の規定にかかわらず、法附則第4条第4項の政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4・5 [略]

6 第3項の規定の適用を受けた者は、当該適用に係る買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに、当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、同日から4月を経過する日までに、総務省令附則第2条第3項で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項第1号及び第62条の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合には、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合には、4年）以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合には、4年）」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の

4・5 [略]

6 第3項の規定の適用を受けた者は、当該適用に係る買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに、当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、同日から4月を経過する日までに、法附則第4条第15項の総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項及び第62条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項第1号の政令で定める場合には、4年）」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の25第1項の政令で定める場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の

取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

- 2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第61条第1項若しくは第2項、第64条の2第1項又は第64条の3第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成30年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成30年3月31日までに行為されたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築を平成31年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅

取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

- 2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第61条第1項から第3項まで、第64条の2第1項又は第64条の3第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成32年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成32年3月31日までに行為されたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築を平成31年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第73条の14第1項の政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅

住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円」とあるのは「当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第12項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

（不動産取得税の減額）

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成31年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地

（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の政令で定めるもの」とする。

（不動産取得税の減額）

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成31年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地

の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第61条第1項又は第2項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格の2分の1に相当する額」とする。

3 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に第64条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第23条の5第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあっては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の3第1項又は附則第23条の5第1項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

(自動車取得税の税率の特例)

の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。)をいう。第3項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第61条第1項から第3項までの規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の2分の1に相当する額」とする。

3 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に第64条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第23条の5第1項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の3第1項又は附則第23条の5第1項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、第64条の3第1項中「同項」とあるのは「法第73条の27の3第1項」とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 [略]

2 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けものの取得（附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けものの取得（前2項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

第24条の2 [略]

2 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けものの取得（附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けものの取得（前2項又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、

当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

(自動車取得税の免税点の特例)

第24条の2の2 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第88条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 [略]

2～8 [略]

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（法附則第12条の2の4第9項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第3号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

(自動車取得税の免税点の特例)

第24条の2の2 自動車の取得が平成31年9月30日までに行われた場合における第88条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 [略]

2～8 [略]

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項、次項及び第13項において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（法附則第12条の2の4第9項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（次号、第12項及び第13項において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（第11項第1号及び第2号並びに第12項において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の4第9項第2号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第11項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規

以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項、次項及び第13項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第9項第2号の総務省令で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の4第9項第3号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第13項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定

定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

10 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第10項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝

突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第10項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第11項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の4第12項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

13 バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもの

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の4第11項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(4) [略]

12 車両総重量が12トンを超えるバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項にお

いて「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第12項の総務省令で定めるものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(同項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の4第13項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第24条の4 平成30年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他法附則第12条の2の7第1項第3号の政令に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同号の政令に規定するもの(日本貨物鉄道株式会社にあつては、同号の政令に規定する機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

(4) 農業又は林業を営む者その他法附則第12条の2の7第1項第4号の政令に規定する者が動力耕うん機その他の同号の政令に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

のうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の4第13項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日(車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

14 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の4第14項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第24条の4 平成33年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他法附則第12条の2の7第1項第3号の政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同号の政令で定めるもの(日本貨物鉄道株式会社にあつては、同号の政令で定める機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

(4) 農業又は林業を営む者その他法附則第12条の2の7第1項第4号の政令で定める者が動力耕うん機その他の同号の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り

<p>(5) [略]</p> <p>2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「平成30年3月31日まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>(5) [略]</p> <p>2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「平成33年3月31日まで」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）第42条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第3条 新条例第61条第3項の規定は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第24条の2の3第9項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第5条 平成27年4月1日から施行日の前日までの間にこの条例による改正前の岩手県県税条例附則第24条の4第2項において読み替えて準用する岩手県県税条例第99条の13第1項に規定する免税軽油使用者証の交付を受けた者であつて、新条例附則第24条の4の規定の適用を受けるものに係る当該免税軽油使用者証の有効期間は、同条第2項後段の規定にかかわらず、当該交付の日から3年とする。